

令和4年度における環境物品等調達実績の概要

令和5年6月9日
日本年金機構

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成12年法律第100号。以下「グリーン購入法」という。)第8条第1項の規定に基づき、令和4年度における環境物品等の調達の実績の概要を取りまとめたので公表する。

1 令和4年度の経緯

令和3年度に引き続き、令和4年度においてグリーン購入法に基づき環境物品等の調達を推進した。

2 特定調達品目の調達状況

各特定調達品目の調達量等については、別表のとおり。

3 環境物品等の調達に当たっての配慮

調達する品目に応じて、エコマーク等の既存の情報を活用することにより、できる限り環境負荷の少ない物品の調達に努めた。

4 特定調達物品等以外の環境物品等の調達状況

特定調達物品等以外の物品等の調達に当たっては、調達方針に準じて、エコマーク等の認定を受けている製品又はこれと同等の環境物品を調達するよう努めた。

5 当該年度調達実績に関する評価

令和4年度の調達については、特定調達物品等の調達率100%を達成した品目がある一方、一部の品目において調達率が目標値に及ばなかった。

今後の調達に際しては、日本年金機構として国民サービスを低下させない範囲内において、グリーン購入法の趣旨に鑑み、引き続き可能な限り環境物品等の調達推進に一層努めることとする。

〈別表〉

- ・ 令和4年度特定調達品目調達実績取りまとめ表